

# 慣習法文書をめぐる最近の研究動向 —西欧中世における「権力と自由」—

斎 藤 紅 子

## はじめに

慣習法文書 (*chartes de franchises, chartes de coutumes, chartes-lois*) と呼び慣わされる史料群は、西欧中世における都市・農村の共同体の実態を知るための最も重要な史料とされている。筆者はこれまで現ベルギー南部に位置するエノー伯領の慣習法文書を素材として、諸居住地の領主と所領民との関係を検討してきた<sup>1)</sup>。周知のごとく慣習法文書の内容は基本的には既存の慣習法を成文化したものであり、内容全体が文書起草の時期に新規なものであったわけではない。従って、慣習法文書が長い期間にわたっての領主と所領民との関係を捉えるための貴重な史料であるとしても、それは慣習法文書がなぜ特定の時期に起草されたのかに答えること、換言すれば、同時代の人々にとっての慣習法文書起草の意味をさぐることとは別の問題であろう。

西欧中世史学界が、慣習法文書を領主制的であると同時に共同体的であると捉えるようになって久しい。しかし、H. Pirenne の共同体説が古典的学説となった後も、慣習法文書を共同体と領主の「双務的契約」と規定することで、両者の互角的関係を想定しているかにみえるのは、共同体の「自由と自治」への深い思い入れが働いているのではなかろうか。以下で述べるように、慣習法文書をめぐる最近の論議は、領主の利益を強調する方向に大きく傾いているが、ここにも共同体の力をどのように位置づけるのかという煩悶がみられるのである。小論ではこのような近来の研究動向を概観し、慣習法文書の史料としての性格を再検討する予備的作業としたい。

北フランス・ロタランジー地方の慣習法文書の性格をめぐる研究の流れを示してくれるのが、慣習法文書に焦点をあててほぼ同一間隔で開催された三つの学会 — 1966 年スパでの「都市と農村の自由」をテーマとした学会<sup>2)</sup>、1982 年ボーモン法賦与 800 年を記念したナンシーの学会<sup>3)</sup>、そして 1994 年女伯 Ermesinde によるルクセンブルクへの自由の賦与 750 年を記念して、「中世ロタランジーにおける権力と諸自由」をテーマとして開催されたルクセンブルク研究集会<sup>4)</sup> — での報告である。なかんずくルクセンブルクの研究集会での多くの報告は、その開会の辞で Henri Trauffler が「19 世紀以来、自由な市民階級による影響をうけた歴史学が、慣習法文書をコムユーン解放運動の到達点としたのに対し、・・・最近の研究は、各文書を

特徴づける領主の攻撃の爪を強調している」とのべていることに集約されるように、領主権力と人々が日常の中で享受する自由を究明しようしながら、実際には前者に軍配をあげているという印象が強い。

小論は、まず、慣習法文書の概念を確認した上で、領主権力と慣習法文書との関係がどのように捉えられているのかを考察し、さらに慣習法文書のキーワードとしての「自由」の語の意味の解釈を通して、共同体と慣習法文書との関係を考える糸口を探ろうとするものである。ここでは、紙幅の関係から 12/13 世紀という慣習法文書起草の最盛期に焦点をあわせ、さらに筆者の研究対象地域である中世ベルギーを中心とすることをあらかじめお断りしておきたい。従来の研究において、慣習法文書が農村的居住地に強く引き寄せられていることは否定できない。筆者は経済的に農業に強く依存する地域では、中世最盛期における都市と農村が法的に峻別されるものではない点をこれまで強調してきたが、ここでは各居住地が都市であるか農村であるかという点には触れないこととする。

## 1. 慣習法文書の概念

我が国において慣習法文書と訳されている史料類型を示すフランス語の呼称は複数みられ、そこにはそれぞれの研究者がこれらの史料を捉える視点が作用している。一般には *chartes de franchises* の語句が使用されているが、この語句についても研究者が与える意味自体、第二次世界大戦をはさんで大きく変化している。20 世紀前半における共同体の研究は都市史と農村史から別個になされる傾向が強かったが、いずれの側からも *chartes de franchises* は村落、もしくは農村的色彩の強い集落に賦与された文書と捉えられていた<sup>5)</sup>。特に農村史においては、12 世紀における領主制の変容の中で生じた新しい領主・所領民関係を規定した文書とされていた。M. Bloch は『封建社会』(1939 年) の中で、農民の特権を認める文書の増加について農民が以前ほど貧しくはなく、「これまで彼らには決して与えられなかつたものを、これ以後は、ある場合には金で買い取り、またある場合には、力づくで奪い取ることができたのである。なぜなら、およそ領主の譲歩はどんなものでも、決して、無償であつたり、純粹な善意から与えられることはなかつたからである。」とし、*charte de franchises* は「伝統的諸規定に対するさまざまな軽減措置を示唆するもの」であったとしている<sup>6)</sup>。

Bloch とほぼ同時期に、エノー伯領における慣習法文書を研究した L.Verriest は、Pirenne の共同体説に対して領主制説を強く打ち出した研究者として取り上げられる。彼は慣習法文書を領主と所領民の双務的契約と捉え、農民の身分を規定した文書が *lex* の語を使用していることから、*charte-loi* の語をあてている<sup>7)</sup>。慣習法文書の概念を明確に規定し、戦後の研究における慣習法文書の類型化に強い影響を与えたのが、Ch. Ed. Perrin の考え方である。Perrin は 1935 年にロレーヌの農村所領についての研究を出している<sup>8)</sup>が、1964 年のロレーヌ地方の慣習法文書に関する論文で慣習法文書を「領主と共同体との関係を規制し、共同体とその構成員に対してはっきりと規定された諸権利を保証するために、領主権下の従属民全体に領主権力が授与した

文書」<sup>9)</sup>としている。ただし、この段階では、慣習法文書とコミューン文書、コンシュラ文書を区別して捉える古典的視点への批判検討は問題となっていなかったし、領主と所領民との力関係を論じたわけでもない。

第二次大戦後、都市史の側から慣習法文書の類型への大幅な修正が加えられたことは周知のごとくである。Ch. Petit-Dutaillis はコミューン文書と農村的法とされていた慣習法（フランス）文書を比較し<sup>10)</sup>、両者の内容が既存の慣習法の確認であることから、前者を慣習法文書の 1 形態と捉えた。1970 年頃から都市と農村の親近性を認めようとする動きが強くなるにつれて、このような見方は慣習法文書の概念にも反映し、都市と農村を区別することなく、慣習法文書を領主と所領民共同体との関係を規定した成文法という理解が広く受け入れられていった<sup>11)</sup>。スパの学会における J. Schneider の報告に示された「慣習法文書とは、1 つの居住地もしくは居住地群の住民に多様な性格・内容を含みうる特別の身分を認可した、王または領主によって布告された文書」<sup>12)</sup>という緩やかな規定は、その後さほどの批判をうけてはおらず、むしろ広げられていくといえる。R. Fossier は Schneider の規定があまりに法的であり、限定されすぎるとし、実際には慣習法文書が法的条件だけでなく、経済的慣習・特権、財政的免除、公共の秩序を確立するための規範に言及している点を取り上げ、*charte de franchises* の代わりに *chartes de coutumes* の語を使用している<sup>13)</sup>。

その後慣習法文書について多くの研究が出されているが、いずれにせよ、その概念自体は改めて問題とされていない。前述 1982 年のナンシーの学会で、J.-M. Cauchies はエノー伯領の慣習法文書について報告した際に Perrin、Fossier、Schneider の定義を紹介した上で、「領主と所領民の特権に関わる文書」という表現を用い、「従属からの解放ではなく、多様な特権という意味で複数形を使用することを条件に *charte de franchises* の語句を採用したい」としている<sup>14)</sup>。さらに、彼はルクセンブルクの研究集会において「自由」の概念について報告しているが（後述）、ここでは Schneider の概念規定を最も適切なものと評価している<sup>15)</sup>。また、1982 年来日した Genicot はナミュール法についての講演でそれを「特権的階層であるブルゲンセスの特権を、都市や村落を単位として成文化した文書」と説明している<sup>16)</sup>。

以上のように、近來の研究においても、慣習法文書の概念については基本的に Schneider のそれに依拠し、都市・農村を問わず、共同体が享受している多様な慣習法に関して領主によって賦与された文書を慣習法文書の類型に包摂している。この慣習法文書の概念からすると、慣習法文書の享受者は個人ではなく、共同体もしくは共同体のグループであること、内容の基層となっているのは既存の慣習法であること、そして公権力による認可によって他とは区別される特権となること、が確認される。慣習法文書が共同体・領主双方にいかなる利益をもたらしたかの判断は、認可された具体的な内容の解釈によるのであり、それによって慣習法文書の現実的性格の評価は変わることとなろう。

## 2. 慣習法文書と領主権力

この半世紀の研究をみると、共同体と領主双方の側からそれを見直そうとする傾向が強くなっているとしても、上述のいずれの研究者も慣習法文書が共同体に諸権利を保証し、その結果領主の恣意を排除していることを認めている点は変わりない。注目されるのは、このような保証、恣意の排除が領主にとっては所領、さらには領邦の支配の安定と表裏一体をなすという捉え方が強くなり、最近では、さらに進んで領主側に力点をおいて捉える風潮が濃厚となってきている点である。慣習法文書の研究はここに新しい局面を迎えたのではないかとさえ思われるほどである。

本章では、20世紀半ば以来慣習法文書起草における領主の立場がどのように評価されてきたのかに焦点をあてて、研究の流れを概観しておきたい。

12世紀に慣習法文書が多くの地域で領主によって発給されているが、その背景にパン領主権の発展があったとする点については、いずれの研究者も同様である。1950年に入ってすぐに、慣習法文書が専ら領主の利益と結びついていることを強く主張したのは Duby であった。Duby の考えは、ベルギーや北フランスの慣習法文書の研究において、一つのモデルを与えているとも思えるので、行数をさいておこう。

Duby は 1953 年に刊行された『11-12世紀のマコネ地方における社会』の中で、「領主に対する非貴族」と題した章で慣習法文書に言及している<sup>17)</sup>。マコネ地方では慣習法文書の数は少ない。Duby は 10 慣習法文書をあげて、次の 3 点を指摘している。すなわち、(i) 特権を賦与された地域は単一領主もしくは共同領主 2 人の堅固な権威の許におかれており、慣習法文書は村のためではなく、領主のために出されたものであること、(ii) その発給者は王や伯などの上位権力であり、教会領主は蜂起や上位権力による強制によってしか賦与していないこと、(iii) それがパン領主権を抑圧するだけの力をもつには、所領民の共同体がかなりの結合力をもち、富裕であり、領主にその権利を断念させるほどの勢力をもっているか、領主自身が所領民を優遇することで利益を得る場合であること。(iii) の点に関しては、領主に対して勝利を收めるのは、慣習法文書を金銭で買い取る資力をもつ都市についていえるのであって、それに対し、農村部では、解放の主導力を發揮したのは、自分に強く結びついた共同体の創設を期待し、また市の創設、商業特権によって所領の繁栄を望んだ領主であった、としている。

慣習法文書の賦与を領主の経済的利益と結びつけたこのような意見を、Duby は 1962 年に出された『西欧中世における農村の経済と生活』<sup>18)</sup>において、さらに一般化している。13世紀において人々の収奪の形態が著しく変化した背景には、フランシーズの伝播が領主の誅求の権限に規則性を与えたこと、西欧全体における諸侯権力の強化により財政制度が確立したこと、をあげている。Duby によれば、経済的視点からみた場合、自由の賦与文書は富裕農民が備蓄した多額の貨幣と交換に売却されていたのであり（具体的例として Thiais en Ile de France と un village voisin d'Orly）、農民の債務が過重となる場合にも、農村に浸透した高利貸しを利用すれば可能であった。結果的に、領主は恣意的収奪部分をある程度失ったが、それは廃止され

たわけではなく、利益の多くは固定地代となることで損失を補填したから、自由の譲渡は領主にとって悪い取引ではなかった。住民側の利益はどうかというと、彼らは慣習法文書によって領主の要求を予想して予算をたてることができ、また、共同体を緊密化し、自分たちが選出した役人によって治安を維持し、慣習的賦課を自分たちで配分することができた。Duby は以上の点を次のようにまとめている。「経済的視点からみると、解放運動は、最初の結果として、最も富裕な農民層が蓄積してきた大量の財貨を領域的バン領主である主人に一度に与えるということである。というのは、自由の文書は殆ど常に高い価格で共同体に売られたからである。  
・・・当時隸属の指標とみなされていた賦課の排除という農村住民の希求をあてこんで、・・・  
・多くの領主は村落に対する経済的圧迫を強めるに至った。・・・文書の売り渡しは常に領主にとって利益のある取引であった」。

このように、Duby はマコネ地方における農村解放の主導性をバン領主に求め、慣習法文書はバン領主の権益を抑えることはなく、彼らにとって「利のある取引」であったとしているが、領主側に視点をおいた最近の研究は、しばしば研究史の冒頭でこの Duby の考えに触れている。以下で中世ベルギーと近隣地域の慣習法文書をめぐる最近の研究が、領主権力との関わりをどのような視点から捉えているのかをみていくこととする。

中世ベルギーにおける慣習法文書賦与に対する領主権力の主導性を指摘する点は、まず、ナミュール伯領の慣習法文書を対象とした L. Genicot の考え方<sup>19)</sup>に強く現れている。ただし、ナミュール地方においては専ら伯権力が慣習法文書を賦与している点は、マコネ地方の場合とは異なる。さらに、Genicot は Duby のように経済的利益にのみ絞って考えることには異論を呈している。

ナミュール法を母法とした法は多くの居住地に賦与されているが、ナミュール自体に与えられた法は残存していない。おそらく、既にリエージュ司教が勢力を確立していたナミュールを首邑とした伯が、リエージュ司教への対抗策として 1100 年以前にこの都市に特権を与えたとみられる。Genicot はナミュール法賦与の波を 3 段階—1200 年以前、1200 年以後、1350 年以後—に分けているが、1200 年以前の慣習法文書賦与について、次の 4 点を指摘する。すなわち、(i) 大部分の文書の賦与年代は不明確であるが、ナミュール地方では都市の解放が農村の解放に先行していること、(ii) 1200 年以前の慣習法文書が 1 通を除いて伯から発給されており、伯が運動の主導権を握っていたこと、(iii) 慣習法文書は伯の権力が十分に定着していない土地に賦与されたことから、反対勢力を抑止するという領邦政策として出されていること、(iv) 全ての法がナミュール法を内容としていることから、伯領を法的に統一し、同時に他の諸侯の裁判権がナミュール伯領に入り込んでくることを防止しようとしたこと。つまり、Genicot はナミュール伯領の慣習法文書は政治的動機によって発給されている点を強調しているが、この点を確認するために、さらに経済的動機について調査している。その結果、慣習法文書ではターユがブルジョア身分取得税にとって代わられているが、これは領主にとって経済的利益にはなっていないこと、商業的条項の比重は低く、外来者の誘致といった経済的次元での配慮が

なされていないとする。以上の点から Genicot は「慣習法文書は、ナミュール伯の政治的関心という次元で理解されるものであり、伯の領邦建設を支える道具であった」と結論づけ、G. Fourquin<sup>20)</sup> が慣習法文書の賦与を直接の領主たる城主（シャトラン）を出し抜く手段であったとしていることに首肯している。

慣習法文書の発給に領主の力が強く働いているという見方は、ルーヴァン法に関する G. Despy の研究においても打ち出されている。Despy の論点は 1995 年出版の A. Verhulst 記念論文集に掲載された論文<sup>21)</sup> に集約されている。Despy は、ブリュジュロン Brugeron を核としたかってのブリュジュロン伯領をブラバン公領に併合する際にブラバン公となったルーヴァン伯がとった方策の一つとして、慣習法文書の賦与を通して在地領主に対して伯の権威を押しつけたことをあげている。これらの居住地の住民は文書の賦与によってブラバンに属するという意識をもつようになるというのである。この場合、最終的にルーヴァン伯の所領となっていく居住地、同伯が所有地をもたない地域の居住地のいずれにおいても、慣習法文書が伯の政策として発給されている。

エノー伯領に関しては、Verriest は慣習法文書を領主と共同体との双務的契約と捉え、それは領主が正当性を主張することができないような場合にその明白な根拠を与えるものであったとした。この古典的視点は、エノー地方に関するその後の研究に強い影響力を持ち続けているが、慣習法文書を双務的契約と規定する点に対しては、最近では伯の支配権の定着という見方が前面にうちだされている觀がある。ルクセンブルク研究集会において、C. Billen と J. Nazet は「農村の慣習法文書における権力と自由。再検討」と題した報告<sup>22)</sup> の中で、慣習法文書が領主の恣意に歯止めをかけ、バン領主権を封じる役割を果たしたとする従来の考えを教条的なものとし、慣習法文書賦与における領主の利益と主導性を強調している。報告の前半で Billen は、慣習法文書賦与以前の農民の状態を検討し、農民は、バン領主の権限に対するわずかな保証を得るために高価な慣習法文書を必要としなかったことを指摘する。後半で Nazet はエノー伯と諸侯との権力が拮抗する地域に伯によって賦与された慣習法文書を分析し、これらの慣習法文書が共同体の解放よりも領主権の堅固な枠組の確立と維持を表現しているとしている。但し、この報告は、エノー伯と他領邦君主の勢力が拮抗するエノー・ブラバン国境地域に限定しての論の展開であり、エノー伯領の慣習法文書全体を対象としているわけではない。

エノー伯領の慣習法文書についての新しい総括的研究は未だなされていないが、現在この分野での第一人者といえる J.-M. Cauchies がエノー伯領の慣習法文書を総括した論文は貴重なものとしてあげられよう<sup>23)</sup>。彼は、経済的所与が唯一作用したわけではなく、農村の経済組織・土地構造と並んで、政治構造、権力の抗争といった要素が慣習法文書出現に影響を与えていたとする。そして Duby の考え方を念頭におきつつ、領主側の慣習法文書起草の社会的・経済的・法的状況を重層させて検討し、慣習法賦与の背景として、(i) 新開発村 villes neuves への人口誘致の必要、(ii) 他の新開発村やフランシーズを備えた古くからの居住地との競合、(iii) この時期における農民の高い経済力、(iv) 農民からの収入によって領主が生活しその権利を発展さ

せる必要、をあげて、場合によっては領主の利益になるとしても、領主にのみ有利とする Duby の考えはエノーには該当しないとしている。Cauchies の考えを明確に示しているのが、エノー地方で残存する最古の慣習法文書であるソワニーの文書起草 850 年を記念して 1992 年に開催された学会での Cauchies の報告「慣習法文書：政治的現象か？」<sup>24)</sup> である。Cauchies は、慣習法文書をバン領主による賦与と領邦君主による賦与にわけて考えている。領邦領主については、先の Genicot、Despy の考え方 — 直接の領主権をもたない場所に支配権を定着させることを目的する — を肯定し、慣習法文書は金銭的問題よりも、権力・支配が問題であったとする。それに対し、バン領主の場合、利益は双方にあったとみる。すなわち、土地領主制の衰退はバン領主権によって相殺されたが、その場合被支配者はバン領主権による賦課に対し、その廃止ではなく固定化 fixation を取得することで抵抗した。つまり、それが彼らに負担であっても「それ以上の負担にはならなかった」のである。「権利の固定化においては、両当事者が勝利者であり得る」とし、後述するボーモン・タン・ナルゴンヌ Beaumont-en-Argonne の法の場合、共同体の役人の選出と村の管理について住民に認められた自由の条件は、領主にとっては安定した管理と確実な収入を保証するものであったとする。Cauchies の考えは領主権力と共同体の力を相対化して捉えており、慣習法文書についての彼の考えは現在の研究動向の中では、他の意見と趣を異にするものとして注目されよう。

現ベルギーの領邦の中で最も都市的地方とされるフランドルに関しては、A. Verhulst が農村的慣習法文書についての論文<sup>25)</sup> で、フランドルにおいては他領邦におけるような農村の慣習法文書は少ないとしており、この論議には加担していない。しかし、ここから提起されるのは、慣習法文書の欠落を自由の欠落としてよいのかという問題であろう。

以上からすると、ベルギーの領邦君主から出された慣習法文書は、彼らが直接の領主権をもたない場所にその支配権を浸透させようとする意図で出されたという捉え方が強く打ち出されている。

ところで、ベルギーを含むロタランジー地方の慣習法文書の中で、最も有名なのはボーモン・タン・ナルゴンヌの法であり、研究も他の文書とは比較にならないほど多い。19 世紀以来の Ed.Bonvalot、G. Kurth、さらに 20 世紀半ばの J.Jozet<sup>26)</sup> らの農民の解放という視点に対し、批判がなされていることは他地域の文書についてと同様である。最近の研究をあげると、このボーモン法をテーマとした前述のナンシーの学会報告で、A. Girardot は「ボーモン法は所領の皮膚の表面からはいりこみ、その逆ではない。・・・ロレーヌ地方には所領の数と同じだけのボーモン法がある」とし、「慣習法文書とは何か。まずは、それは生活の知恵（妥協案）であり、そこでは各当事者が得をしたり損をしたりする。しかし確実であるのは、領主たちはボーモン法のおかげで、自分たちの財産と権利をそれまでよりもしっかりと囲い込むことができたことである。それは非常にしばしば諸村落にバナリテを導入し、定率地代 terrages を課すことでサンス貢納地の価値を回復した。」<sup>27)</sup> と述べている。

1986 年の A. Laret-Keyser も、シニ伯領におけるボーモン法を検討した著書<sup>28)</sup>において、フ

ランシーズの賦与を多くの中世史家が農民の状況の改善という視角からのみ捉えようとした、また、その結果農村の人口、経済、技術の覚醒によるものとしてきたことを問題とし、「柵の反対側 — 領主の側 — に身をおいてみると、ボーモン法は領主権力の道具としても用いられたのであるから、この解釈は根本的に別のものとなることか」と述懐している。同様に、シニヒルクセンブルクにおけるボーモン法を検討した J.-M. Yante も、ボーモン法の賦与の主導力は領主側にあり、領主は自らにとって危険性をもつ場所を引き寄せ、その領域権力の拠点を建設することを意図したとする<sup>29)</sup>。同学会でロレーヌ地方におけるボーモン法の分布について報告した H. Collin の結論<sup>30)</sup>になると、もっと激しい口調となる。彼は結論において、「解放文書 *chartes d'affranchissement* が売却され、また、それらが政治と財政の両面からの対象であったことを知れば、・・・ロレーヌは考えられていたような社会的天国であったとは思われ」ず、そこには勢力を身につけた世俗領主の手が、農業や手工業の改良を行う力を備え、新しいタイプの経済取引に従事できるような人々のグループを取り込もうとして網の目を張り巡らしているのであり、「ランシーズの運動は、ギゾーたちが考えたような自由な、または博愛的な動きではなく、社会的災厄と結びついた現象である」としている。

このように、ベルギーおよび近隣地域の研究においては、慣習法文書を領主側から捉える傾向が最近の研究においては主流となってきており、慣習法文書は、領主の勢力拡大の政治的・経済的手段として中世盛期に起草されたという認識が大きく浮上している点が指摘される。

### 3. libertas, libertates

以上のようにみてくると、一見共同体についての評価が大きく後退してしまったようにみられるし、これまで触れてきた研究は慣習法文書を専ら領主側からみており、その結果共同体の存在を切り捨てているような観がある。小論でも「共同体の利益」自体にふれる準備はないが、慣習法文書のキーワードとなる「自由 libertas」についてのみ取り上げておきたい。慣習法文書における libertas の語は現実の内容との関係から検討される必要があるが、実際にはこの語は明確に規定されないまま、受け止められている嫌いがある。しばしば libertas の語は権力の対立概念として用いられ、「権力と自由」というタイトルは「領主と共同体」と言い換えることができるようみられるが、文書中の libertas の語が共同体の特権を表現しているのかどうかを考えてみる必要があろう。

1966 年のスパの学会で F. Vercauteren は「11 世紀から 14 世紀における都市的および農村的自由」と題した報告<sup>31)</sup>の中で、神聖ローマ帝国内で残存する最も古いとされるウイの都市法を挙げて、libertas の語は教会によって都市の文書の中に導入されたとし、当時世俗権力から逃れることができが焦眉の課題であった教会が libertas と呼んだのは、まさに世俗権力からの逸脱・免除であったとする。つまり、libertas とは、それを賦与されない限り一般法に服さなければならぬ状況からの解放、恣意からの免除（換言すれば、特権）を意味したのであり、この点は平和 pax についても同様であったとしている。しかし、慣習法文書についての具体的検討が進

む中で *libertas* の語がもつ多様性が指摘され、従来観念されてきた理念的意味合いはかなり変化してきているように思われる。ここでは、Cauchies の報告を中心にみておこう。

Cauchies は 1989 年に出した論文「中世のフランシーズから現代思想に至る自由と諸自由」の中で、A. J. Carlyle の「中世の政治的共同体は、慣習的フランシーズと自由 *customary franchises and liberties* が実定法によって守られる時に自由と感じる」という言葉を引き<sup>32)</sup>、フランシーズと自由の語を複数形で用いて「慣習によって固定されたフランシーズと自由」としている。この考えは先述した彼の慣習法文書の捉え方と関わってくる。ルクセンブルクの研究集会でも、Cauchies は「何からの自由か？：ベルギー地域の慣習法文書における单数形と複数形」というタイトルで報告している<sup>33)</sup>。領主が所領民たる文書の享受者に身分や諸権利を与える場合に使用する語は多様であり、エノー伯領の主要な慣習法文書 26 のうち 14 文書は自由の言葉を使用してはいない。そこから Cauchies は、「慣習法文書の時代の人々は、明確な思想的根拠、彼らの得たものを示す一つの言葉の必要を感じてはいないと思われる。彼らの目指すところは、おおげさに *libertas*、人間の権利の語を冠された権利の網の目ではなく、むしろ、日常的に彼らが経験するそれではなかろうか」と述べ、文書の中に現れる自由は「人権」ではないとして、それを 4 類型 — 单数形については、身分や文書を示す場合と領域を示す場合、複数形については、一つは個別の権利、もう一つは、驚くべきことに、場所・水流、バナリテの *libertates* というように、領主の権限を指している場合一に分類している。

以上のように慣習法文書に現れる *libertas*、*libertates* が近代の自由とは別のものであること、かつ、多様であることを確認した上で、Cauchies は結論において次の 2 点に注意を喚起している。第一に、慣習法文書の慣習法的性格は、文書になっていない多様な *libertas* がそれ以前に存在していたことを推定させるが、諸自由の存在、存続、固定化における文書起草というやり方の重要性は否定されたり排除されるものではないこと。第二に、慣習法文書は領主と所領民の間で前もってなされた交渉・同意の産物であり、その双務的性格は実態として存在していること。

ここから、Cauchies は单複いずれであれ、自由は一つのグループ、社会的存在のまとまりに付属したものであることを確認する。そして、エノー伯領の慣習法文書についての古典的権威であった Verriest が、「自由」が (i) 明確な政治的権利の保証、(ii) 公平な制度の約束、(iii) 個人的自由の享受、を意味するとしている点<sup>34)</sup> について、(i) については同意でき、(ii) についても不平等の中における公平な制度とする限りで同意できるが、(iii) については認められないとしている。彼は、スイスの歴史家 J.-Fr. Poudre の「中世はある者の身分を他者のそれと区別する特権として認められた自由の時代である。・・・これらの自由は人々の限定されたカテゴリーにしか属さず、・・・個人は社会的グループの一つに入ることによってしか、それを享受しない」という言葉を引用した上で、以下のように述べている。「中世社会は強い強制的な相互依存によって結合させられたメンバーの上にたつ、厳格に階層化された組織体である。・・・（そこで）利益は、それを与え、認め、それらを課しているとみられる権力と同様に、極め

て具体的なものである」。同研究集会で R.van Uytven も、「中世ロタランジーにおける権力と自由。単数と複数」と題した報告<sup>35)</sup>を行っているが、Cauchies の報告と同様、そこで強調されているのは、中世における自由が近代の自由とは異なるという点であった。

我が国の中世史学界においては、自由が具体的・列挙可能なものであることは近来つとにいわれてきたことであり、上述の中世における自由の把握は格別新奇なものとはみられない。ここで興味深いのは、「自由」の語に拘泥することなく、「自由」の実態を探る必要があるという指摘であろう。

筆者はエノー伯領の慣習法文書を検討した際に、慣習法文書の基本的性格を領主と所領民の諸関係を規定した双務的契約という捉え方をした。エノー伯領の場合慣習法文書の出現の時期は 12-13 世紀半ばと、13 世紀後半—14 世紀後半にわけられるが、慣習法文書の最盛期である前者についてみると、バニ領主側にとっては領邦もしくは村内の法的統一、所領民にとっては領主の恣意の排除というまとめ方をした。だが、この場合も慣習法文書に含まれる複層した内容を明確にし得ないままであったから、同時代人にとって慣習法文書の起草がもつ意味を明らかにしたことにはならず、従ってそこから引き出された所領民の共同体と慣習法文書との関係もまた一面的なものに留まったのではないかと思われる。しかし、他方で、慣習法文書が居住地にとって全く利益のないものであれば、領主の権威を定着させる手段とはならなかつたであろうし、さらに、文書をもって権威を示さねば従属させ得ないほどの力を共同体はもっていたといえるのではないだろうか。領主が慣習法文書を重視すればするほど、その裏面に浮上する共同体の要求と力が感じられるのである。

### おわりに

以上慣習法文書を領主側に身をおいた場合の研究状況を概観してきた。「権力と諸自由」と銘打った上述の学会における多くの報告は、領邦君主の側から、つまり「共同体の向こう側から」(Billen) 慣習法文書を眺めて引き出された結論であり、多様な関係を相対化する、まとめた検討はそこではなされていない。領主は慣習法文書の発給者であるが故に、それに対する彼らの主導的役割を引き出すことはさほど困難ではない。問題は、権力に対する自由の側面、文言に現れない共同体の力をどのようにして探ることかということであろう。実際、領主権力の利益を主張する前述の意見も、この時期の農村共同体の潜在的力が領主の権力に影響を与えたことを否定しているわけではない。「権力と自由」というタイトルが示すように、これらの報告は自由に関わる当事者が領主のみであることを前提としているのではなく、慣習法文書の性格における一つの側面を究明したものと捉える必要があろう。すると、共同体側からの利益を、領主側のそれと相対化しながら、改めて整理することが問題となる。

この点に関して重要な示唆を与えてくれるのが、先述したソワニーの学会での Cauchies の報告であろう<sup>36)</sup>。極端に領主の利益を強調する Collin の過激ともみえる主張に対して、Cauchies は、次の二点を留意すべきとしている。第一に人間の結びつきは複雑な関係を形成しており、

慣習法文書は居住地の共同体内部、共同体と領主間の関係の表現であり、そこに強く配慮されているのは相互扶助と全体的責任の行使であること、第二に中世社会は、多くの歴史家が考えるほどには、領主による農民の絶対的収奪という状態のなかでも、対立だけから成っているわけではなく、確かに両者の間で争いがあったものの、そこではまた一つの協力関係が異なる身分の人々を強く結びつけていたこと。

慣習法文書と共同体との関係においては、Girardot が「あらゆる制定法と同様に、慣習法文書は人々が利用している慣習 usages に依拠している」といつている<sup>37)</sup> ように、古くからの慣行が維持されている。自由の保証は多様な文書によってなされたし、また、文書をもたない共同体も同様の自由を享受していたことは否定できない<sup>38)</sup>。農村・都市における共同体の自由を慣習法文書のみに強く結びつけることは問題であろう。しかし他方で、なぜ、一定の居住地に、ある時期に慣習法文書が賦与されたのかを問いかけることも、共同体の力に接近する一つの方法と言えるのではあるまいか。

私が、魚住先生と初めてお会いしたのは比較都市史研究会においてであり、その後魚住先生のご好意により 1977 年から 1983 年まで 6 年間 ICU にお世話になった。慣習法文書に関する最初の論文を魚住先生のご紹介によって会員となった歴史学会の学会誌『史潮』に、次の論文を ICU の『社会科学ジャーナル』に掲載していただいた。私の慣習法文書研究を側面から温かくご指導下さった魚住先生に、ここで改めてお礼を申し上げたい。

1979 年に、魚住先生・鵜川馨先生と『日本史研究』200 号に「ヨーロッパ中世都市研究の動向」を共同執筆させていただいた。我が国の都市史学界において Pirenne、Planitz 説批判が都市史関係論文の枕言葉として言及された時期であり、「共同体」「自由」の語の検討は我々にとって論議の前提であった。それから四半世紀近く、西欧学界における中世都市研究がさらに大きく変化してきていることは事実である。しかし、この小論を書くにあたり、いくつかの論文を読み直してみると、慣習法文書の研究が急激に展開したと我々が認識しているほどには西欧における研究は変化しておらず、その基底は実に緩慢にしか動いていないような感じがするのである。自由がフランス革命にまで遡及して論じられ、20 世紀半ば以降の研究の中でこの考えが繰り返し問題とされているのをみると、我々以上に「自由」の観念から解放されきらない、もしくは解放されることに抵抗する西欧学界の雰囲気をかいだみるような気がする。急激な変化を感じたのは、私自身の表層的な理解、結論を安易に借用して今後の方向性を設定していたことによるのではないかという反省が生じている。ICU を離れて 18 年たった今、在地での研究と外国史としての研究の間に働くギャップについての十分な認識の必要にやっと気がつき始めているところである。

## 註

- 1) 拙著『西欧中世慣習法文書の研究—「自由と自治」をめぐる都市と農村—』九州大学出版会、

1992 年。

- 2) *Les libertés urbaines et rurales du XI<sup>e</sup> au XIV<sup>e</sup> siècle. Colloque international Spa 5-8 1966.* Bruxelles, 1968.
- 3) *La charte de Beaumont et les franchises municipales entre Loire et Rhin. Actes du colloque organisé par l'Institut de recherche régionale de l'Université de Nancy II (Nancy, 22-25 septembre 1982),* Nancy, 1988.
- 4) *Le pouvoir et les libertés en Lotharingie médiévale. Actes des 8<sup>es</sup> journées lotharingiennes, 28-29 octobre 1994,* Luxembourg, 1998.
- 5) 上掲拙著、6 頁
- 6) M.Bloch, *La société féodale, t.1. La formation des liens de dépendance*, Paris, 1939 (井上泰男・渡邊昌美訳『封建社会』343-44 頁)
- 7) 代表的なものとして、L.Verriest, *Le Régime seigneurial dans le comté de Hainaut du XI<sup>e</sup> siècle à la Révolution*, Louvain, 1916-17, pp.40-47
- 8) Ch.Ed. Perrin, *Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine d'après les plus anciens censiers (IX<sup>e</sup> -XII<sup>e</sup> siècles)*, Paris, 1935.
- 9) Id., *Les chartes de franchises de la France. Etat des recherches. Le Dauphiné et la Savoie, Revue historique*, 1964, p.34.
- 10) Ch. Petit-Dutaillis, *Les communes françaises*, Paris, 1950 (高橋清徳訳・解説『西欧中世のコミューン』東洋書林、1998 年).
- 11) 拙稿「12・13 世紀における都市・農村関係 — 1960 年代以降のベルギー中世史学界の動向 —」『駿台史学』67 号、1986 年、125-30 頁.
- 12) J. Schneider, *Les origines des chartes de franchises dans le royaume de France (XI<sup>e</sup>-XII<sup>e</sup> siècles)*, in *Les libertés urbaines et rurales du XI<sup>e</sup> au XIV<sup>e</sup> siècle*, p.31
- 13) R.Fossier, *Chartes de coutume en Picardie (XI<sup>e</sup>-XIII<sup>e</sup> siècle)*, Paris, 1974, pp.9-10. 慣習法文書の具体的指標については前掲拙著、7 頁を参照。後述する J.-M. Cauchies はこの定義が慣習法文書とは区別される records de coutumes と混同されやすいと指摘している。
- 14) J.-M. Cauchies, *Les chartes-lois dans le comté de Hainaut (XII<sup>e</sup>-XIV<sup>e</sup> siècle): essai de bilan*, in *La charte de Beaumont et les franchises municipales*, pp.187-88.
- 15) Id., "Liberté de quoi?". *Libertas, Libertates: le singulier et le pluriel dans les chartes de franchises de l'espace médiéval belge*, in *Le pouvoir et les libertés.*, p.159.
- 16) L. Genicot, *Recensements et tableaux et cartes plutôt que des idées. L'exemple des chartes de franchises dans le comté de Namur (conférence à l'Université de Khushu, 1982)* (拙訳「思いつきよりも調査と図表を — ナミュール伯領における慣習法特許状 —」森本芳樹監修『歴史学の伝統と革新 — ベルギー中世史学による寄与 —』九州大学出版会、1984 年、127 頁)
- 17) G. Duby, *La société aux XI<sup>e</sup> et XII<sup>e</sup> siècles dans la région mâconnaise*, Paris, 1953, pp.449-457 et pp.449-457
- 18) Id., *L'économie rurale et la vie des campagnes dans l'Occident*, 2vol, Paris, 1962, t, 2, pp.109-12.
- 19) L. Genicot, *L'économie rurale namuroise du bas moyen âge, III. Les hommes-le commun*, Louvain-la-Neuve et Bruxelles, 1982, pp.119-206.; Id., *Le XIII<sup>e</sup> siècle européen*, Paris, 1968, p.101
- 20) G. Fourquin, in G. Duby, *Histoire de la France rurale, I, La formation des campagnes françaises des origines au XIV<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1975, 0p.483.
- 21) G. Despy, *Franchises urbaines et rurales: les ducs de Brabant et l'ancien comté de Brugeron aux XII<sup>e</sup>*

- et XIII<sup>e</sup> siècles, in *Peasants et Townsmen in medieval Europe*, Gent, 1995, pp.631-49.
- 22) C. Billen et J. Nazet, Pouvoir et liberté dans les chartes de franchises rurales: une remise en question, in *Le pouvoir et les libertés*, pp.15-36.
- 23) J.-M. Cauchies, Les chartes-lois dans le comté de Hainaut (12<sup>e</sup>-14<sup>e</sup> s): essai de bilan, in *La charte de Beaumont.*, pp.185-205..
- 24) J.-M. Cauchies, Chartes de franchises: un phénomène politique?, *La charte-loi de Soignies et son environnement: 1142, Actes du Colloque de Soignies, 24 octobre 1992 (Annales du cercle royal d'histoire et d'archéologie du canton de Soignies*, t.36, 1998, pp.17-23),
- 25) A. Verhulst, Libertés rurales et libertés urbaines dans le comté de Flandre au XII<sup>e</sup> siècle, in Histoire et société, Mélanges offerts à Georges Duby, 1992, Aix-en-Provence, pp.41-48; Id., Les franchises rurales dans le comté de Flandre aux XI<sup>e</sup> et XII<sup>e</sup> siècles, *Femmes-Mariages-Lignages. Mélanges offerts à G. Duby.*, Bruxelles, 1992, pp.419-29.
- 26) Ed. Bonvalot, *Le Tiers Etat d'après la charte de Beaumont et ses filiales*, Paris, 1883; G. Kurthe, *La loi de Beaumont en Belgique. Etude sur le renouvellement annuel des justices locales*, Bruxelles, 1881; C.-J. Joset, *Les villes au pays de Luxembourg (1196-1383)*, Bruxelles-Louvain, 1940.
- 27) A. Girardot, La déterioration des libertés de Beaumont: le cas lorrain des origines à 1350, in *La charte de Beaumont et les franchises municipales*, p.158
- 28) A. Laret-Keyser, *Entre Bar et Luxembourg: le comté de Chiny des origines à 1300*, Bruxelles, 1986, p.276.
- 29) Yante, Les franchises rurales dans les comtés de Chiny et de Luxembourg (ca.1200-1364),, in *Le pouvoir et les libertés*, pp.38-78.
- 30) H. Collin, Reflexions sur la carte de répartition des chartes de franchises en Lorraine (XII<sup>e</sup>-XIV<sup>e</sup> siècles), in *La charte de Beaumont.*, p.175.
- 31) F. Vercauteren, Les libertés urbaines et rurales du XI<sup>e</sup> et XIV<sup>e</sup> siècle. Exposé introductif, in *Les libertés urbaines et rurales.*, p.19-22,
- 32) J.-M. Cauchies, Libertés et liberté des franchises médiévales aux idéologies contemporaines, in *La critique historique à l'épreuve. Liber disciplorum, J. Paquet*, Bruxelles, 1989, p.156
- 33) Id., Liberté de quoi. (註 15)
- 34) L. Verriest, *op. cit*, p.45.
- 35) R. van Uytven, Pouvoir et libertés en Lotharingie médiévale: le singulier et le pluriel, in *Le pouvoir et les libertés.*, p.213-19.
- 36) J.-M. Cauchies, Liberté de quoi., pp.162-63.
- 37) Girardot, *op.cit.*, p.150
- 38) G. Sivery, Le Moyen Age a -t-il connu des communautés rurales silencieuses et soumises?, *Revue du Nord*, t.72, 1990, pp.621-29.